

(仮称) 横浜町風力発電事業

環境影響評価方法書についての

意見の概要と事業者の見解

令和 5 年 1 月

コスモエコパワー株式会社

目 次

第 1 章	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1)	公告の日	1
(2)	公告の方法	1
(3)	縦覧場所	2
(4)	縦覧期間	2
(5)	縦覧者数	2
2.	環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1)	公告の日及び公告方法	3
(2)	開催日時、開催場所及び来場者数	3
3.	環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1)	意見書の提出期間	4
(2)	意見書の提出方法	4
(3)	意見書の提出状況	4
第 2 章	環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解..	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」(平成9年6月13日法律第81号)第7条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和4年12月6日(火)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告(別紙1参照)

下記日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

・令和4年12月6日(火)付 東奥日報(朝刊:27面)

② 自治体広報誌による公告

下記の関係自治体の広報誌に「お知らせ」を掲載した

・横浜町広報誌「広報よこはま・12月号(P14)」(別紙2-1参照)

・六ヶ所村広報誌「広報ろっかしよ・12月号(P19)」(別紙2-2参照)

③ インターネットによるお知らせ

令和4年12月6日(火)から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・横浜町のウェブサイト(別紙3-1参照)

・六ヶ所村のウェブサイト(別紙3-2参照)

・コスモエコパワー株式会社のウェブサイト(別紙3-3参照)

(3) 縦覧場所

各事業、関係自治体庁舎の2箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・横浜町役場 1 階ホール
- ・六ヶ所村役場 3 階政策推進課

② インターネットの利用による縦覧

コスモエコパワー株式会社のウェブサイト環境影響評価方法書の PDF を掲載。

- ・ <https://cosmo.eco-power.co.jp/news/assessment/yokohama3.html>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：令和4年12月6日（火）から令和5年1月5日（木）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・ 縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

総数：2名

（内訳）

- ・ 横浜町役場 1 階ホール : 2 名
- ・ 六ヶ所村役場 3 階政策推進課 : 0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」（平成 9 年 6 月 13 日法律第 81 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

（別紙 1 参照）

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

① 六ヶ所村立屋内プール ろっぷ 研修室

- ・住所：上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 992 番地六ヶ所村医療センター隣り
- ・開催日時：令和 4 年 12 月 17 日（土） 16：00～18：00
- ・来場者数：2 名

② 横浜町ふれあいセンター大集会室

- ・住所：上北郡横浜町字三保野 57 番地 8
- ・開催日時：令和 4 年 12 月 18 日（日） 10：30～12：30
- ・来場者数：2 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」(平成9年6月13日法律第81号)第8条第1項の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和4年12月6日(火)から令和5年1月19日(木)まで

(縦覧期間及びその後2週間とし郵送による意見書は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。(別紙4参照)

①縦覧場所に設置した意見書箱への投函

②紙面による当社への郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書数:2通、意見数2件

○縦覧場所における意見書数

(意見書数)

・横浜町役場 1階 ホール

0通

・六ヶ所村 3階 政策推進課

0通

○説明会における意見書数

(意見書数)

・1回目

0通

・2回目

1通

○弊社への郵送及による意見書数

(意見書数)

1通

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」（平成9年6月13日法律第81号）第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して提出された環境保全の見地からの意見は2件であった。これに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書についての提出された環境保全の見地からの意見と事業者の見解（1）

<事業全般>

青森県上北郡横浜町A氏

意見	一般の意見	事業者の見解
1	住民の意見を良く聞き、理解するように説明会を開催してください。横浜町は風力の町として今後進めて下さい。	今後の環境影響評価手続きにおいても、住民の方々から意見を頂戴し、ご理解いただけるよう説明会を開催してまいります。また、本事業が風力の町としての発展に貢献できるよう、適切に手続きを進めてまいります。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された環境保全の見地からの意見と事業者の見解 (2)

<事業全般>

青森県青森市B氏

意見	一般の意見	事業者の見解
2	前略 横浜町風力発電説明会へ 住民説明会に出席させていただきました。説明会では会社の方々と意見交換させて頂き失礼な意見も沢山あり、説明者の皆様には、ご気分を害された方もいらっしゃると思います。 一番不安に思う事は、バードストライクです。この事についても説明して下さいましたが、渡り鳥は早春季、春季、秋の計3回の中の72時間・少ないと思いました。渡り鳥は3月初め～4月いっぱいも、かけて飛んで来ます。白鳥は夜も飛んでいます。何とかの機械を使っているようですが、よく分かりません。その3日間で全て・分かるのですか？横浜町の事はよく分かりませんが、水鳥たちは陸と海の堺などを目印に渡っているのではないのでしょうか？平内の海際（白鳥）が飛んでいるのはよく見ます。横浜町、野辺地町も飛んでいるはずですが。平内から横浜町の海沿いに、風車が固まりの様に立ち並びとても不安をかんじています。 猛禽類の中には「みさご」が海際にいるはずですが。森林の方では「ノスリ」など、春には、鳥達が巣を作り、カラスや野バト、沢山の鳥たちが隣接して縄張りを持っています。カラスは、冬も自分の縄張りにはいます。そこに風車が立つのです。沢山の鳥たちの命が守れているのでしょうか？人間の作る科学的なもので鳥たちの命は奪われても特に問題はないと言うのですか？勿論会社側の対策としてプロペラに目の様な模様、先端にも色みをつけているような話をしていました。それで被害は少なくなっているのか？全くなくなっているのか？そのことについて長く話をしてくれましたが、肝心な対策になっているのか？聞けませんでした（少なくなっているのか、全くなくなっているのか？）その目模様バードストライクは、なくなるとは思えません。鳥たちはどこでも飛ぶのです。意志を持っている個体ですから、いくら調査をしても答えは出せるものではありません。 考えすぎかも知れませんが・・・昨年(2022年)春と秋2回、横浜町で鳥インフルエンザがありました（養鶏場） コスモパワーさんの風車ではないかもしれませんが、野辺地の海際に大きな風車が立ちました。その影響で渡り鳥のコースに変化があり、今年2回あったかも？（横浜町の鳥インフルエンザ）思った次第です。（鳥インフルエンザは、野辺地海際に風車が建てられた？からだと思います）どこの会社も誰も完全に、鳥のコースなど把握できるわけがありません。 コースがゆがめられたと考えてもおかしくありません” どの生き物も役割を持って生きています。 地球の一員と言うべきでしょうか？ 人間だけが住む地球ではないのです。 カラスはどこにもいます。だからと言って、風車の事故で死んでいいということありません。 カラスも、地球の一員この世界の生き物。春になれば、皆、巣を作り営みがあります。その時、森林や木が無くなっていけば・・・そして自分の縄張りになっている木が切られて、風車が立ち、命に関るとすれば・・・考えて欲しいのです。今していることが、いい事かどうか？鳥たちが、死なないのであれば何も言いません。水に何も問題ないのであれば何も言いません。 風車の件に対して横浜町の人々が納得していると言うのなら自分の土地を提供している人たちがばかりだと思います。恐ろしいです。どこに行っても風車だらけ、電気を作る物だから、いいように押し付けられる。会社側に「バードストライクや自然の	住民説明会にご出席くださりありがとうございました。また、頂戴したご意見につきましては今後の事業計画の参考にさせていただきます。 個別にいただきましたご意見については、以下のとおり考えております。 渡り鳥の調査のうちレーダー調査が各72時間となりますが、それ以外に以下の調査も実施いたします。鳥類調査は以下のように計画しており、鳥類の有識者に助言を頂いて決定しております。 ・春、夏、秋、冬の調査 各5日間程度 ・毎月1回の調査（希少猛禽類）11回 ・春2回、秋2回、早春季1回の渡り鳥の定点観察調査 このため、3日間のみ調査を実施するものではありません。 バードストライクの対策として説明会時に紹介した内容は、環境省がとりまとめ公表している「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施の手引き（改定版）」（令和4年8月）に記載されている内容で、それぞれ衝突軽減の効果についても触れられております。 この資料は、円滑に風力発電施設が設置されるためにも、より効果的なバードストライク対策を明らかにしていくことが必要であるため、最新の知見を活用して、改定されたものです。 鳥インフルエンザについては、2022年は国内の各地で猛威を振るい、横浜町でも鳥インフルエンザが発生しましたが、鳥インフルエンザと風車による渡り鳥のコースとの因果関係について科学的な知見が発表されたことはございません。 本事業では、既存の道路を活用するなど、土地の改変が極力少ない工事計画となるよう検討してまいります。また、事業により改変する区域周辺に生息する動物については、熊を含めて調査により把握し、影響予測を実施します。 ご指摘いただいた点も含め、引き続き新たな知見の収集に努め、本事業をご理解いただけるよう努めてまいります。

影響に対してどのように思っているか聞きました」が、ご気分を壊されたと思います。風力発電よく言えば半分しか後に立っていない、悪く言えば半分以上自然を壊している（私の中では8割壊れている）

1 台の風車を建てるのに、どの位の生コンを使っているのですか？それもお聞きました。会社側にすれば、普通の量かもしれませんが、1 基に随分使うのだと思いました。後で気づいたのですが、1 基建てるために道路が必要だと思いその道路を作る為の木の伐採、生コン車、風車の搬入の為、車の入る分の幅が必要・・・あるところでは（青森内）過分な伐採の為、行政指導が入ったと聞きました。もう少し聞きたかったのは、森林の中にいる生き物たちの事です。多分、横浜町の森林の中にも熊はいると思います。風車を建てる事により轟音、低周波などによる影響もなきにしもあらず。それにより町に出て来るという可能性も「なきにしもあらず」その周辺に住んでいる生き物たちの事も考えてください。熊がもし、行動範囲に問題がある時「熊が出たと騒ぎ、行政は動物だけに非を与え駆除ばかり言い、殺害するのです。相手だけに非を与えこちらは反省もないのです。生き物たちの健康面の問題がでるかもしれません。それを調べても、調べなくても分からない事で、動物だからと、なおざりにされて終わりです。

この、風力発電に賛成する方々、施工する方々、そこまで考えて下さるのでしょうか？

まだ、色々ありますが、人の身勝手で、自然を害さなで欲しいそれが私の願いです。

電気がなくてはならない事は承知をしています。自然を壊し、生き物たちの生きる権利を奪って何が誠意でしょう。何がメリットでしょう。これから・・・今も色々な物が開発されています。プロブスカイト、建物の上に建てる羽のない風車（アメリカ製）だと思う。コスモパワーさんで、もっと別の物を開発し風車というやり方ではなく変えてほしいのです。もう風力発電は建てないで下さい。とにかく鳥の事を申し上げますが、プロペラのない形の物があつたはずです。確か棒状になって（外国製）森の中に風力発電を建てるのは気が乗りませんが、一歩譲るのなら、棒状の物にして頂きたいものです。それに代えて頂きます様に宜しく願います。そうでなければ現在の計画を中止にして頂きます様に願います。切にお願い致します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

日刊新聞紙における公告

東奥日報 (令和4年12月6日 朝刊 27面)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「仮称」横浜町風力発電事業 環境影響評価方法書」を公告・縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 コスモエコパワー株式会社
 二、代表者の氏名 代表取締役社長 野地 雅樹
 三、事務所の所在地 東京都品川区大崎一丁目六・一
 TOC大崎ビルディング
 四、対象事業の名称 (仮称)横浜町風力発電事業
 風力発電所設置事業(陸上)
 発電設備出力最大五万五千九百キロワット
 五、対象事業施設区域 青森県上北郡横浜町
 横浜町役場1階ホール六ヶ所付3階敷地推進課
 (土・日・祝日を除く開庁時に準じます)
 六、縦覧の場所・時間
 当ウェブページ
<https://cosmoeco-power.co.jp/taiken/>
 七、意見書の提出 方法書について、環境保全の見地からのご意見を
 お持ちの方は、書面に氏名・住所及びご意見(日本語)をご記入の
 うえ、令和五年一月十九(水)までに縦覧場所に備え付けの
 意見書箱に投函頂くか、または問い合わせ先へ郵送ください
 (当日消印有効)
 八、説明会の場所・日時
 ・六ヶ所付立屋内温水プール ろっぶ 研修室
 令和四年十二月十七日(土)十六時～十八時
 ・横浜町ふれあいセンター 大集会室
 令和四年十二月十八日(日)十時三十分～十二時三十分
 (新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、説明会は日程
 変更等の可能性があります。今後の感染状況を鑑み、日程変更
 等を行う場合は当ウェブページ等にてお知らせいたします。)
 九、問い合わせ先(意見書の提出先) コスモエコパワー株式会社
 事業開発部(担当)佐藤 三宅
 〒141-0031 東京都品川区大崎一丁目六・一
 TOC大崎ビルディング 電話〇三(五四八七)八五六一

自治体広報誌による公告
(横浜町広報誌「広報よこはま・12月号(P14)」)

「(仮称)横浜町風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧のお知らせ

コスモエコパワー株式会社が計画する「(仮称)横浜町風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧及び説明会を開催いたします。

1. 対象事業の名称：(仮称)横浜町風力発電事業

2. 対象事業実施区域：青森県上北郡横浜町

3. 縦覧の場所・時間：横浜町役場 1 階ホール、六ヶ所村 3 階政策推進課 (土・日・祝日を除く 開庁時)

当社ウェブサイト：<https://cosmo.eco-power.co.jp/news/assessment/yokohama3.html>

期 間：令和4年12月6日(火)～令和5年1月5日(木)

4. 意見書の提出：方法書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に氏名、住所及びご意見(日本語)をご記入のうえ、令和5年1月19日(木)までに縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

5. 説明会の日時・場所

日時：令和4年12月17日(土) 16時～18時

場所：六ヶ所村立屋内温水プール ろっふ 研修室

日時：令和4年12月18日(日) 10時30分～12時30分

場所：横浜町ふれあいセンター大集会室

6. 問い合わせ先

コスモエコパワー株式会社 事業開発部 (担当)三宅、佐藤

〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1 T O C 大崎ビルディング 電話：03-5487-8561

自治体広報誌による公告

(横浜町広報誌「広報ろっかしよ・12月号(P19)」)

お知らせ

「(仮称) 横浜町風力
発電事業 環境影響
評価方法書」の縦覧
および説明会

コスモエコパワー株式
会社が計画する「(仮称)
横浜町風力発電事業」に
ついて、環境影響評価の
調査、予測および評価の
手法を取りまとめた「環
境影響評価
方法書」の
縦覧および
説明会を行
います。



【環境影響評価方法書の縦覧】

■事業名称

(仮称) 横浜町風力発
電事業

■対象事業実施区域

横浜町

■縦覧期間

12月6日(火)～令和5年

1月5日(木)

平日8時15分～17時

■縦覧場所

政策推進課

*インターネットからも

縦覧可能です ([https://
cosmo.eco-power.co.jp/
news/assessment/](https://cosmo.eco-power.co.jp/news/assessment/))

yokohama3.html)

■意見書受付期間

12月6日(火)～令和5年

1月19日(木)

平日8時15分～17時

*方法書に

ついて、環

境保全の見

地からのご

意見をお持ちの場合は、

書面に氏名、住所および

ご意見を日本語で記入の

上、縦覧場所に備え付け

の意見書箱に投函する

か、下記まで送付してく
ださい (当日消印有効)



【説明会】

■日時

12月17日(土)16時～18時

■場所

六ヶ所村立屋内温水

プールろっぶ 研修室

問 コスモエコパワー株式
会社 事業開発部(佐藤・
三宅)

☎03(5487)8561

(〒141-0032

東京都品川区大崎1-

6-1 TOC大崎ビル

ディング)



インターネットによる「お知らせ」
(横浜町 ウェブサイト)



現在位置: [ホーム](#) > [くらし](#) > [生活・環境](#) > [新エネルギー](#) > 「(仮称)横浜町風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧・住民説明会の開催について

「(仮称)横浜町風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表 及び縦覧・住民説明会の開催について

コスモエコパワー株式会社が計画する「(仮称)横浜町風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、方法書)を、環境影響評価法に基づき公表します。

コスモエコパワー株式会社ウェブページ<https://cosmo.eco-power.co.jp/news/assessment/yokohama3.html>

- ・方法書は令和4年12月6日(火)から令和5年1月5日(木)の間中は閲覧が可能です。
ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。
- ・方法書に掲載される情報(文書、資料、画像等を含む)に関する著作権は、当社、原著作権者、またはその他の権利者に帰属しており、各国の著作権法、各種条約及びその他の法律で保護されています。
- ・個人の私的使用、その他著作権法によって認められる範囲を超えて、著作権者及びその他の権利者の許諾を得ることなく、これらの情報を使用(複製、改変、掲示、配布、サイトへの転載等を含む)することは、著作権法により禁止されておりますので、事前に当社にご連絡の上、許諾を得ていただくようお願いいたします。

方法書の公表

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

第4章 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他環境省令で定める事項

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

資料編

要約書

方法書に対する意見書の提出について（意見書様式）

方法書の縦覧

縦覧場所

- ・横浜町役場1階ホール（青森県上北郡横浜町字寺下35）
- ・六ヶ所村役場3階政策推進課（六ヶ所村大字尾駈字野附475）

縦覧期間

令和4年12月6日（火）から令和5年1月5日（木）

時間：午前8時15分から午後5時まで（土・日曜日及び祝祭日を除く。）

方法書に対する意見書の提出について

方法書に対して環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、意見書を提出することができます。ご意見は、以下の「意見書様式」に従い、令和5年1月19日（木）までに縦覧場所に備付けの投票箱へ投函いただくか、下記郵送先への郵送ください。（当日消印有効）

意見書様式

（意見書様式は縦覧場所にも附置しています。）

方法書に係る説明会

下記日程、会場にて開催いたします。

※新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み、変更となる場合がございます。

日時：①令和4年12月17日（土）16時～18時

会場：六ヶ所村立屋内温水プール ろっぷ研修室（青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字野附992番地 六ヶ所村医療センター隣り）

日時：②令和4年12月18日（日）10時30分～12時30分

会場：横浜町ふれあいセンター大集会室（青森県上北郡横浜町字三保野57-8）

※新型コロナウイルス感染症の予防対策のため、ご入場に当たりマスクの着用、検温・消毒へのご協力が必要となります。また、会場の定員（各回50名）を超過した出席希望者には別途説明の機会をご相談させていただきます。

お問い合わせ先

問合せ先

コスモエコパワー株式会社 事業開発部3グループ（担当）佐藤、三宅

電話：03-5487-8561

（受付時間：午前9時00分から午後5時30分まで【土・日曜日及び祝祭日を除く。】）

インターネットによる「お知らせ」
(六ヶ所村 ウェブサイト)

「(仮称) 横浜町風力発電事業」に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会について

コスモエコパワー株式会社が計画する「(仮称) 横浜町風力発電事業」について、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会が次のとおり行われます。

1. 事業名称

(仮称) 横浜町風力発電事業

2. 対象事業実施区域

青森県上北郡横浜町

3. 縦覧場所

六ヶ所村役場 3 階 政策推進課、横浜町役場 1 階 ホール (土・日・祝日を除く開庁時)

4. インターネットによる公表

<https://cosmo.eco-power.co.jp/news/assessment/yokohama3.html>

5. 縦覧期間

令和 4 年 12 月 6 日 (火) ～ 令和 5 年 1 月 5 日 (木)

6. 意見書の提出

方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見 (日本語) をご記入の上、令和 5 年 1 月 19 日 (木) までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、下記のお問合せ先へ郵送ください (当日消印有効)。

7. 説明会

日時: 令和 4 年 12 月 17 日 (土) 16 時～18 時 場所: 六ヶ所村立屋内温水プール ろっぷ 研修室

日時: 令和 4 年 12 月 18 日 (日) 10 時 30 分～12 時 30 分 場所: 横浜町ふれあいセンター 大集會室

8. お問合せ

コスモエコパワー株式会社 事業開発部 (担当) 三宅、佐藤

〒141-0032

東京都品川区大崎 1-6-1 TOC 大崎ビルディング

電話: 03-5487-8561

登録日: 2022 年 7 月 27 日 / 更新日: 2022 年 12 月 6 日

インターネットによる「お知らせ」
(コスモエコパワー株式会社 ウェブサイト)

(仮称) 横浜町風力事業に係る環境影響評価方法書の公表及び縦覧及び住民説明会の開催について

12.06 環境影響評価

「(仮称) 横浜町風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧及び住民説明会の開催について」

「(仮称) 横浜町風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、方法書)を、環境影響評価法に基づき公表します。

方法書は令和4年12月6日(火)から令和5年1月5日(木)の期間中は閲覧が可能です。

ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

方法書に掲載される情報(文書、資料、画像等を含む)に関する著作権は、当社、原著作者、またはその他の権利者に帰属しており、各国の著作権法、各種条約及びその他の法律で保護されています。

個人の私的使用、その他著作権法によって認められる範囲を超えて、著作権者及びその他の権利者の許諾を得ることなく、これらの情報を使用(複製、改変、掲示、配布、サイトへの転載等を含む)することは、著作権法により禁止されておりますので、事前に当社にご連絡の上、許諾を得ていただくようお願いいたします。

方法書の公表

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)

[第4章 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の結果](#)

[第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)

[第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)

[第7章 その他環境省令で定める事項](#)

[第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

資料編

[要約書](#)

[方法書に対する意見書の提出について\(意見書様式\)](#)

方法書の縦覧

縦覧場所

- ・横浜町役場1階ホール（青森県上北郡横浜町字寺下33）
- ・六ヶ所町役場3階政策推進課（六ヶ所村大字黒取字野附475）

縦覧期間

令和4年12月6日（火）から令和5年1月5日（木） 時間：午前8時15分から午後5時まで（土・日曜日及び祝祭日を除く。）

方法書に対する意見書の提出について

方法書に対して環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、意見書を提出することができます。ご意見は、以下の「意見書様式」に従い、令和5年1月19日（木）までに縦覧場所にて備付けの投書箱へ投函いただくか、下記郵送先への郵送ください。（当日消印有効）

意見書様式

（意見書様式は縦覧場所にも附置しています。）

方法書に係る説明会

下記日時、会場にて開催いたします。

※新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み、変更となる場合がございます。

日時：①令和4年12月17日（土）16時～18時

会場：六ヶ所村立屋内温水プール ろっぶ 研修室（青森県上北郡六ヶ所村大字黒取字野附992番地 六ヶ所村医療センター隣り）

日時：②令和4年12月18日（日）10時30分～12時30分

会場：横浜町ふれあいセンター大集食室（青森県上北郡横浜町字三保野57-8）

※新型コロナウイルス感染症の予防対策のため、ご入場にあたりマスクの着用、検温・消毒へのご協力が必要となります。また、会場の定員（各回50名）を超過した出席希望者には別途説明の機会をご通知させていただきます。

お問い合わせ先

問合せ先

コスモエコパワー株式会社 事業開発部3グループ（担当）佐藤、三宅

電話：03-5487-8561

（受付時間：午前9時00分から午後5時30分まで〔土・日曜日及び祝祭日を除く。〕）

ご意見記入用紙

(仮称)横浜町風力発電事業 環境影響評価方法書に対する意見書

郵送先：〒141-0032 東京都品川区大崎 1-6-1 TOC 大崎ビルディング
コスモエコパワー株式会社
事業開発部 (担当) 三宅、佐藤
電話 03-5487-8561

方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に氏名、住所及びご意見（日本語）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、または問合せ先へ郵送ください。

提出期限 令和5年1月19日(木)まで(当日消印有効)

注) 投函箱へは、閉庁日・閉館日は投函できませんので、ご注意ください。

ご 芳 名

住所 _____

環境の保全の見地からのご意見とその理由

This image shows a full page of a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a guide for writing. There are no margins, text, or other markings on the paper.

(裏面にもつづきをご記入できます。)